

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成17年2月24日(2005.2.24)

【公開番号】特開2002-192776(P2002-192776A)

【公開日】平成14年7月10日(2002.7.10)

【出願番号】特願2000-397984(P2000-397984)

【国際特許分類第7版】

B 41 J 11/02

【F I】

B 41 J 11/02

【手続補正書】

【提出日】平成16年3月16日(2004.3.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

シートに画像を記録する記録ワイヤを有する記録ヘッドに対向して配置された記録装置の  
プラテンにおいて、

上記プラテンが、上記シートの搬送方向に移動可能なベルトにて構成され、このベルトの  
張り側部分の裏面には、上記ベルトを境に上記記録ヘッドと反対位置に設置され、付勢ば  
ねにより付勢された受け部材が密着し、上記ベルトが、この受け部材と共に上記記録ワ  
イヤの打撃力を支持する構成を備えたことを特徴とする記録装置のプラテン。

【請求項2】

上記プラテンは、記録ヘッドの両側相当位置に配置された一対の駆動ローラに巻き掛けら  
れて移動可能に構成されたことを特徴とする請求項1に記載の記録装置のプラテン。

【請求項3】

プラテンに沿って走行するキャリッジに搭載されて、上記プラテンに対向して配置された  
記録ヘッドの記録ワイヤが、上記プラテンとの間に搬送されたシートに画像を記録する記  
録装置において、

上記プラテンが、上記シートの搬送方向に移動可能なベルトにて構成され、このベルトの  
張り側部分の裏面には、上記ベルトを境に上記記録ヘッドと反対位置に設置され、付勢ば  
ねにより付勢された受け部材が密着し、上記ベルトが、この受け部材と共に上記記録ワ  
イヤの打撃力を支持する構成を備えたことを特徴とする記録装置。

【請求項4】

上記プラテンは、記録ヘッドの両側相当位置に配置された一対の駆動ローラに巻き掛けら  
れて移動可能に構成されたことを特徴とする請求項3に記載の記録装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

【課題を解決するための手段】

請求項1に記載の発明は、シートに画像を記録する記録ワイヤを有する記録ヘッドに対向  
して配置された記録装置のプラテンにおいて、上記プラテンが、上記シートの搬送方向に

移動可能なベルトにて構成され、このベルトの張り側部分の裏面には、上記ベルトを境に上記記録ヘッドと反対位置に設置され、付勢ばねにより付勢された受け部材が密着し、上記ベルトが、この受け部材と共に上記記録ワイヤの打撃力を支持する構成を備えたことを特徴とするものである。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0014】

請求項2に記載の発明は、請求項1に記載の発明において、上記プラテンは、記録ヘッドの両側相当位置に配置された一対の駆動ローラに巻き掛けられて移動可能に構成されたことを特徴とするものである。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0015】

請求項3に記載の発明は、プラテンに沿って走行するキャリッジに搭載されて、上記プラテンに対向して配置された記録ヘッドの記録ワイヤが、上記プラテンとの間に搬送されたシートに画像を記録する記録装置において、上記プラテンが、上記シートの搬送方向に移動可能なベルトにて構成され、このベルトの張り側部分の裏面には、上記ベルトを境に上記記録ヘッドと反対位置に設置され、付勢ばねにより付勢された受け部材が密着し、上記ベルトが、この受け部材と共に上記記録ワイヤの打撃力を支持する構成を備えたことを特徴とするものである。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0017

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0017】

請求項4に記載の発明は、請求項3に記載の発明において、上記プラテンは、記録ヘッドの両側相当位置に配置された一対の駆動ローラに巻き掛けられて移動可能に構成されたことを特徴とするものである。

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0018

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0018】

本発明には、次の作用がある。

【手続補正9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0021

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正10】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0050

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0050】

【発明の効果】

本発明では、シートの搬送性及びプラテンギャップの安定性を共に向上させて、良好な記録品質を実現することができる。